

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年4月1日
【ファンド名】	日興ワールド・トラストーデンマーク・カバード債券ファンド 米ドル建て（米ドルヘッジあり） (Nikko World Trust - Denmark Covered Bond Fund (USD Hedged))
【発行者名】	SMB C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ (SMB C Nikko Investment Fund Management Company S.A.)
【代表者の役職氏名】	取締役 濱 理 貴
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り2番 (2, rue Hildegard von Bingen, L-1282 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 三 浦 健 同 大 西 信 治
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
【事務連絡者氏名】	弁護士 三 浦 健 同 大 西 信 治
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03 (6212) 8316
【縦覧に供する場所】	該当事項なし。

1【提出理由】

日興ワールド・トラストーデンマーク・カバード債券ファンド 米ドル建て（米ドルヘッジあり）（Nikko World Trust - Denmark Covered Bond Fund (USD Hedged)）（以下「ファンド」といいます。）の管理会社であるSMB C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（SMB C Nikko Investment Fund Management Company S.A.）（以下「管理会社」といいます。）は、2025年6月2日付でファンドを償還することを2025年3月31日に決議いたしました。よって、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

（イ）当該解散等の年月日

2025年6月2日

（ロ）当該解散等に係る決定に至った理由

ファンドの資産は継続的に減少し、純資産価額が1,000万米ドルを下回っており、将来的に資産が大幅に増加する可能性が低いため、2025年6月2日に償還することを決定しました。

（ハ）法令に基づき当該解散等に係る決定に関する情報を当該発行者の発行する特定有価証券の所有者に対し提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨

2025年3月31日付の書面により、日本における販売会社（ファンドの受益証券の登録受益者）に通知しました。

添付書類

1. 在職証明
2. 委任状